

●「事業復活支援金」を申請するには支援金の事前調査（5/26）が必要です。

支援機関の事前審査は5月26日（木）までです。審査を受けないで「事業復活支援金」を申請することができません。

申請を検討している事業者の方は早急に商工会までご相談ください。

事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症の影響で、2021年11月～2022年3月までのいずれかの月の売上が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上減少している事業者に対して、国から支援金が給付されます。
---------	--

●島根県「飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業」が公募されました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等の売上の回復を目的としています。飲食・商業・サービス業を現に営む事業者が、売上回復の取り組みに必要な設備導入費などを支援する事業です。

公募期間	5月31日まで（次回6月予定）
補助率	1/2 （2/3の場合もあり、詳しくは商工会まで）
補助額	400千円～2,000千円（下限が設定されています。ご注意ください）
給付要件	<p>① 飲食・商業・サービス業を現に営む事業者 （下記の補助金を活用している事業者は対象となりません）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対応 経営改善支援事業補助金</li> <li>・新型コロナウイルス対応 経営革新支援補助金</li> </ul> <p>② 新型コロナウイルス 感染症の影響による売上高の減少 直近6ヶ月のうち、連続する3ヶ月の売上が2018年、2019年の同月の合計額を比較して減少していること。</p> <p>③ 自社にとって新たな取組のための設備投資であること。</p> <p>③ 3年以内に、投資額以上の年間売上が得られること。</p> <p>④ 社会通念上、不適切でない。</p> <p>⑤ 補助事業が、国又は県の他の補助金等と重複していない。</p> <p>⑦ 支援機関による支援体制。※商工会議所、商工会等</p>
申請書	島根県商工会連合会 HP <a href="http://shoko-shimane.or.jp">http://shoko-shimane.or.jp</a> 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業